## 議案第93号

世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案 を提出する。 世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例

世田谷区建築審査会条例(昭和58年3月世田谷区条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、「、日当を6,500円、その他については」を削り、「定める額」の次に「に相当する額」を加え、同条第3項ただし書を削る。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第9条第2項及び第3項の規定は、令和7年4月1日以 後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の 例による。